

長岡京市 の 就学相談

特別な教育的支援の必要な子どもの就学に向けて

長岡京市教育委員会

長岡京市では、様々な発達特性や障がいのある子どもが、安心して楽しい学校生活が送れるよう、また、将来の自立と社会参加に向けて必要な力が身に付けられるよう、一人一人の教育的ニーズに合った指導や支援を行っています。

- ◆就学にあたって心配なことがある。 ◆「通常の学級」以外の学びの場も検討したい。
- ◆「特別支援学級」や「特別支援学校」での学習を希望している。 ◆学びの場について迷っている。

そのような思いをお持ちの保護者の皆様、あるいは就学前関係機関（認定こども園・幼稚園・保育所（園）、児童発達支援事業所（療育機関）等）の皆様に向けて、このリーフレットを作成しています。お子さんの就学に向けた相談を進めるにあたり、就学先となる学校や学びの場決定までの流れ等について、概要をまとめているので、ご活用ください。

1 お子さんに特別な教育的支援が必要かなと思ったら…

① お子さんの就学についての相談をお受けしています。

このリーフレットの内容や、就学前機関の皆様からのお問い合わせについては、

長岡京市教育支援センター（教育支援委員会事務局）075-963-5516

（長岡京駅前 バンビオ1番館5階）までご連絡ください。

- ◆ 以下の機関でもお問い合わせ・相談を受け付けています。

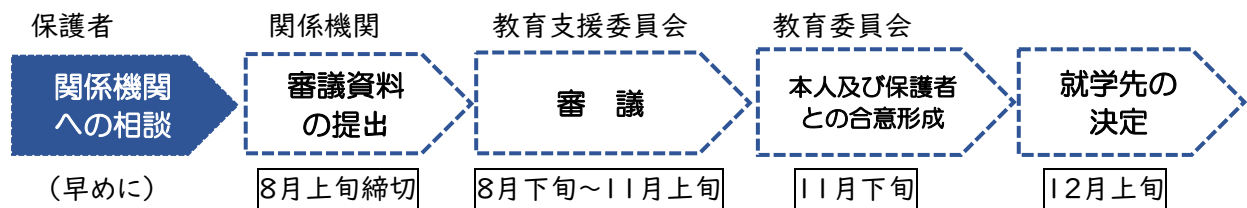
就学についてのお問い合わせ（入学手続き、就学时健康診断等についてのお問い合わせ）

➡ 長岡京市教育委員会 学校教育課（市役所内） 075-955-9544

就学前の子どもの発達に関する相談（日常の様子で気になること等についてのご相談）

➡ 長岡京市健康づくり推進課（市役所内） 075-955-9705

② 就学先となる学校や学びの場は、審議を経て決定します。お早めにご相談ください。



- 保護者同意のもと、関係機関からの審議資料提出を受けて「審議」に進みます。
- 関係機関とは、①健康づくり推進課 ②認定こども園・幼稚園・保育所（園） ③児童発達支援事業所（療育機関）等のいずれかです。就学先の検討を考慮される場合は、関係機関にお早めにご相談ください。
- 就学先決定までの詳細については、次ページ以降に記載しています。

2 どのような学校や学びの場があるの？

① 就学先の学校や学びの場は、次の視点を大切に決定します。

- それぞれの子どもが、授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら充実した時間を過ごしつつ、将来に向けて必要な力を身に付けていけるかどうかという視点を大切に、子ども一人一人の教育的ニーズに応える就学先となる学校や学びの場を決定します。
- 就学時に決定した学びの場は、就学後も子どもの障がいの状態等の変化に応じて柔軟に見直しや変更ができます。

② 対象となる障がいの種類及び程度が定められています。

- 小学校の特別支援学級や特別支援学校については、指導の対象となる障がいの種類及び程度が法令により定められています。その基準に該当し、教育委員会が特別支援学級及び特別支援学校へ就学することが適当と判断したときに、就学が可能となります。

③ 「交流及び共同学習」を状況に応じて行います。

- 子ども同士が触れ合い、共に活動することで、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会としています。

小学校 通常の学級

校区にある通常の学校に在籍し、最大35人の集団で学習します。状況に応じて可能な支援や配慮を行います。

通級指導教室

通常の学級に在籍しているお子さんが対象となります。一部の授業時間に、各校の通級指導教室に通い、「自立活動」の中で障がいに応じた特別な指導を受けることができます。

〈通級指導教室では〉

- 言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD等を対象とし、程度が定められています。
- 通級に関する相談は、入学予定の小学校または教育委員会（学校教育課）が窓口となります。

小学校 特別支援学級

通常の学校の特別支援学級に在籍し、障がいの状況等に応じた指導を行います。教科や学習内容によって、通常の学級でも学習します。1学級につき最大8名在籍します。

特別支援学校

特別支援学校に在籍し、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を身に付けるための専門的な指導を行います。

① 交流及び共同学習

② 交流及び共同学習

- 知的障害
- 自閉症・情緒障害
- 肢体不自由
- 病弱・身体虚弱
- 弱視 ● 難聴 等 ※

- 知的障害 ● 肢体不自由
- 病弱・身体虚弱
- 視覚障害 ● 聴覚障害

交流及び共同学習について

① 「特別支援学級と通常の学級」

- 通常の学級の一員として活動できるような取組
- 学級活動や給食、行事等の取組
- 教科学習
- 個々の状態や事情に合わせてながら、同じ学年の児童が共に学ぶ機会を可能な限り設けます。
- 特別支援学級在籍の場合、総授業時数の半数以上は特別支援学級で学習することが決められています。

② 「特別支援学校と通常の学校」

- 学校間交流（特別支援学校と小学校の学校間で行う形態）
- 居住地校交流（特別支援学校の児童が居住地の小学校へ行って行う形態）
- 子ども一人一人の障がいの状態や事情に合わせてながら実施します。特別支援学校に入学後、学校と相談しながらの実施となります。

※ 特別支援学級は、該当するお子さんがおられる場合に設置されます。令和6年度は、市内全小中学校に「知的障害」及び「自閉症・情緒障害」特別支援学級が設置されました。その他の種類の特別支援学級については、学校ごとに異なります。

3 学びの場はどのように決定されるの？

① 就学先となる学校や学びの場は、個別に判断・決定します。

- 就学先となる学校や学びの場は、子ども一人一人の教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者や教育支援委員会(※)の意見等を総合的に勘案し、個別に判断・決定します。

※ 教育支援委員会…教育、医療、福祉、保健の専門家等で構成しています。

学びの場決定までの流れ

審議資料提出

1. 関係機関<①健康づくり推進課(保健師) ②認定こども園・幼稚園・保育所(園) ③児童発達支援事業所(療育機関)等>より、保護者に審議資料作成について説明します。
2. 審議資料を作成した関係機関<①~③>が、保護者に就学に係る意見(意向)をうかがい、提出に同意するサインをいただきます。

8月
月上旬

- 審議資料は、提出締切を設けています。就学にあたり学校や学びの場の検討を考慮しておられる場合は、1ページを参照の上、健康づくり推進課他、関係機関にお伝えください。
- 審議資料提出の際には「発達検査」等の結果の記載が必要となります。検査等がまだの場合は、お早めにご準備をお願いします。

審議<教育支援委員会>・判断<教育委員会>

【1次審議】

1. 提出された審議資料をもとに、教育支援委員会において審議を行います。2次審議が必要か、それとも「通常の学級」で学ぶことが適当なのかを検討し、審議結果を教育委員会に報告します。
2. 2次審議が必要でなく、「通常の学級」で学ぶことが適当<通常学級見解>と判断した場合は、保護者にその旨を通知します。
4-①を参照の上、リンク・ブック、就学支援シート等をもとに学校と連携をしてください。
3. 2次審議が必要な場合は、保護者にその旨を通知します。

8月
下旬

【2次審議】

1. 教育支援委員会の委員が保護者との懇談を行います。必要な場合には、認定こども園・幼稚園・保育所(園)、児童発達支援事業所(療育機関)等の参観、担当者との懇談も行います。
2. 保護者の意見、就学前機関の参観等を踏まえ、総合的な観点から、教育支援委員会で審議を行います。支援の方法や学びの場等、審議結果を教育委員会に報告します。
3. 教育委員会より、保護者に就学先について説明します。

9月~
10月

11月
下旬

決定<本人及び保護者と教育委員会、学校の合意形成>

保護者と共通理解のもと、実際の就学先について確定します。

12月
月上旬

② 保護者の意向を最大限に尊重し、実際の就学先を決定します。

- 審議後、保護者に、お子さんの就学の時点での教育的ニーズや、教育的ニーズに応える指導を提供できる学びの場について、教育委員会よりお伝えします。
- 実際の就学先の決定にあたっては、保護者の意向を最大限に尊重し、教育委員会が決定します。

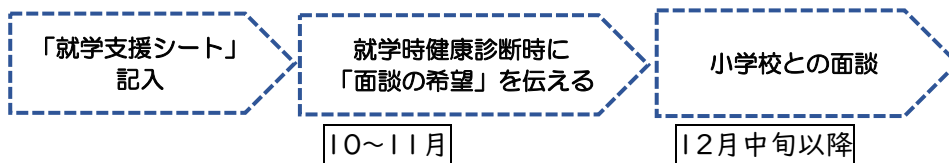
③ 「通常の学級」が適当と判断された場合も、必要に応じて支援をします。

- 入学後は「通常の学級」において、お子さんの様子や変化を注意深く観察し、必要に応じて支援をします。
- 学びの場の見直しや検討は、小学校に入学後も継続して行いますので、気になることがあれば小学校にご相談ください。

4 小学校にお子さんのことを伝えたいときは？

① 「ながおかきょうリンク・ブック」により、小学校との連携を図ります。

- お子さんの状況について保護者から入学前に小学校にお伝えいただくことは、お子さんにとっても、学校にとっても大切なことです。
- 「ながおかきょうリンク・ブック」をお持ちの場合や、1次審議において「通常の学級」で学ぶことが適当と判断された場合は、「リンク・ブック」、「就学支援シート」を持参の上、小学校と面談されることをお勧めします。



「就学支援シート」は長岡京市役所健康づくり推進課にて配付しています。

② 審議資料の提出の有無にかかわらず、小学校との連携ができます。

- 審議資料をご提出いただくのは、審議において学びの場を検討する場合に限ります。
- 「子どものことを事前に伝えておきたい」、「通常の学級の中で配慮してほしいことがある」等、入学前に小学校との連携をご希望の場合は、4-①同様、「就学支援シート」をご記入の上、直接小学校にご連絡ください。

◆学校へのお問い合わせ（見学等に関しても、学校に直接お問い合わせください。）

※市外局番はすべて(075)		神足小学校	951-1034	長岡第六小学校	954-5300
向日が丘支援学校	951-8361	長法寺小学校	951-0027	長岡第七小学校	954-6500
盲学校	492-6733	長岡第三小学校	951-0902	長岡第八小学校	952-4400
聾学校	461-8121	長岡第四小学校	953-4004	長岡第九小学校	955-4081
		長岡第五小学校	952-0005	長岡第十小学校	955-4600

【参考】「まなびの道しるべ～子どもたちがいきいきできる道探し～」
（京都府教育委員会）には、京都府の特別支援教育について掲載されています。
Q&A や統計、相談先等ありますので、併せてご一読ください。

京都府教育委員会ホームページ➡

